



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『新體詩抄初編』の視線／言説：「言文一致」論との関係をめぐって
Author(s)	榊, 祐一
Citation	国語国文研究, 101, 1-15
Issue Date	1995-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94846
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_101_01-15.pdf



『新體詩抄初編』の視線／言説

——「言文一致」論との関係をめぐって——

榎 祐 一

I

視線／言説が新しく編成されそれが内面化されるなかで、それまでの視線においては何でもなかったようなものが批判すべきもののように「見え」てしまう。『新體詩抄初編』（以下、『詩抄』）における作者達の発言からうかがえるのはそのような事態である。そこで彼らは、和歌や漢詩、川柳などを一つのカテゴリーのもとにとらえつつそれらを批判しているわけだが、このようなことを可能にした視線の総体—それこそが『詩抄』において提出された「詩」であったと言えるだろう。

今日の私達が「詩」と呼ぶものについて、視線／言説が編成され始めるのは明治十年代の後半あたりからであるが、『詩抄』において提出された視線は、そのような運動が起きる一つの大きなきっかけになったと思われる。周知のように、いわゆる近代詩研究と呼ばれ

る領域において『詩抄』は、前近代的あるいは古典的な詩に対する近代詩の始発的な試みというような図式において語り続けられてきた。だがここであらためて確認しておくべきは、この前近代詩／近代詩というような認識の布置を可能にする視線——「詩」という視線——そのものが、『詩抄』などから始まったということである。従って、このような図式において『詩抄』を語るということは、そこで提出された「詩」という視線の中で語っている、つまり、『詩抄』の作者達の言葉を語り直しているに過ぎないだろう。そして、それはつまるところ「近代詩（研究）」と呼ばれる言説を再生産していくことに他ならないのである。

自明化された「近代詩」という視線によって『詩抄』を「見る」のではなく、「近代詩」という視線がまさに形成されつつある場として『詩抄』をとらえていくこと——私が選ぶのはこのような態度であり、それは、『詩抄』の作者達の「詩」についての視線／言説を当時の言説空間の中におきつつ分析し記述していくという実践に

なるはずである。本論ではそのような試みの第一歩として、和歌や漢詩に対する彼らの批判の一つのポイントである「古語」「漢語」批判に注目し、そのような批判を可能にしていた彼らの視線／言説の配置を記述していくことにしたい。

II

和歌や漢詩などの用語が「古語」や「漢語」であることについてはっきりとした批判は井上哲次郎と矢田部良吉の二人の発言において見ることが出来る。それは次のようなものであった。

・我邦之人。可學和歌。不可學詩。詩雖今人之詩。而比諸和歌。則爲難解矣。何不學和歌乎。後入大學。學泰西之詩。其短者雖似我短歌。而其長者至幾十卷。非我長歌之所能企及也。且泰西之詩。隨世而變。故今之詩。用今之語。周到精緻。使人翫讀不倦。於是乎又曰。古之和歌。不足取也。何不作新體之詩乎。

（序―井上）

・一日尙今居士ハムレットノ譯詩ヲ示サル、其文俗語ヲ交フト雖モ、反リテ古歌ヤ漢詩ノ解シガタキニ勝ル（略）夫レ明治ノ歌ハ、明治ノ歌ナルベシ、古歌ナルベカラズ、日本ノ詩ハ日本ノ詩ナルベシ、漢詩ナルベカラズ、是レ新體ノ詩ノ作ル所以ナリ

（玉の緒の歌（一名人生の歌）の前文―井上）

・同志一二名ト相謀リ我邦人ノ從來平常ノ語ヲ用ヒテ詩歌ヲ作ル
「少ナキヲ嘆ジ西洋ノ風ニ模倣シテ一種新體ノ詩ヲ作り出セリ

（序―矢田部）

・西洋諸邦ハ勿論凡ソ地球上ノ人民其平常用フル所ノ言語ヲ以テ詩歌ヲ作ルヤ皆心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハスニアラザルナシ我日本ニ於テハ往古ハ此ノ如クナリト雖モ方今ノ學者ハ詩ヲ賦スレバ漢語ヲ用ヒ歌ヲ作レバ古語ヲ援キ平常ノ言語ハ鄙ト爲シ俗ト稱シテ之ヲ探ラズ是レ豈謬見ト爲サルヲ得ンヤ（略）又古言雅言ヲ以テ長歌短歌ヲ作り並ブルモ吾人常ニ用ヒザル所ナレバ稍外國語ニ類スルガ故ニ之ヲ以テ精密ニ我衷情ヲ摑ベ我思想ヲ揅スコト或ハ難カラシ

（鎌倉の大佛に詣で、感あり）前文―矢田部）

「詩」には（自らの国の）「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」を使用すべきだという主張とともに、和歌や漢詩の用語が「古語」あるいは（「外國語」としての）「漢語」であることが批判されているわけだが、彼らのこのような批判が、厳密に言えば二つのレベルにおいてなされていることを最初に指摘しておきたい。まず一点目であるが、それは、和歌や漢詩の用語が「古語」や「漢語」であることによってそれらが「解シ」難いものとなつていくというかたちでの批判であり、言わば「享受」のレベルにおける批判と見ることが出来る。そして二点目は、「古語」を使っている和歌や「漢語」を使っている漢詩では「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハ」し難いというかたちでの批判であり、これは「表現」のレベルでの批判と言えるものである（注。このようなレベルでの批判は矢田部だけに見られる）。第一点目の享受のレベルにおける批判については一つ重要な問題

点があるので補足しておかなければならぬだろう。それは、彼らがこのようなかたちでの批判を行なう際に、どのような享受者層にとつて「解シ」難いことを問題にしているのかということである。

これは、見落とされ易い問題点であつて、一見すると、彼らにおいては享受者一般が想定されているように思われる。だが、「其文(外山、矢田部が井上に見せた「新體詩」——引用者注) 雖交俗語。而平坦坦。易讀易解。乃歎曰。有是哉。雖閭里童稚。於習聞之。何難之有。」(井上) あるいは「其(「西洋ノ詩歌」の——引用者注) 言語ハ皆ナ平常用フル所ノモノヲ以テシ敢テ他國ノ語ヲ借ラズ又千年モ前

ニ用ヒシ古語ヲ援カズ故ニ三尺ノ童子ト雖モ苟クモ其國語ヲ知ルモノハ詩歌ヲ解スルヲ得ベシ」(矢田部) というような彼らの発言を見るならば、そこで想定されているのが享受者一般ではなかつたことは明らかだろう。これらの発言からすると、彼らが「解シ」難いということの問題にする時に想定していた享受者は「閭里童稚」あるいは「三尺ノ童子」——言うなれば、リテラシーの低いもの——であつたことがわかる。つまり、『詩抄』の作者たちが想定していた享受者には彼ら自身のような知識人は含まれていなかったわけで、彼らが行なつた(自らの国の)「今ノ語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」使用の提唱は、一つには、このようなかたちで想定された享受者にとつて「解シ」易い用語を選択するという観点から行なわれていたことがわかるのである。

さて、以上をふまえてついで一つの疑問を提出してみたい。そもそも、何故彼らは「漢語」や「古語」を「解シ」難く「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハ」し難いものと見てしまったのだろうか。現在の私

達感覚にとつてこのような彼らの見方はむしろごく自然なものと言つてよいものである。しかし、もし私達がこのような現在における自らの見方を基準としつつ彼らの見方を「自明」なものにとらえてしまふならば、そうした見方が当時持っていた歴史的な意味をとらえそこなつてしまふことになるだろう。現在の私達の見方が彼らの視線/言説にとらわれているかもしれないという危険性を考えるならば、今のような疑問をあえて提出してみることに意味があるはずである。

まず、これらが「解シ」難いと見られたことについて考えてみよう。これには先の検討がヒントになると思われる。そこで明らかになつたのは、彼らが「漢語」や「古語」を「解シ」難いと言ふとき、そこには特定の享受者層——リテラシーの低いもの——が想定されていたということであつた。すなわち、そのような特定の享受者にとつて「漢語」や「古語」は「解シ」難いものであるうと彼らは考えていたのであつて、彼ら自身がそのように感じていたわけではなかつたのである。では、もう一方の「漢語」や「古語」は「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハ」し難いものだという見方はどうであるうか。

「古言雅言ヲ以テ長歌短歌ヲ作り並ブルモ吾人常ニ用ヒザル所ナレバ稍外國語ニ類スルガ故ニ之ヲ以テ精密ニ我衷情ヲ摑ベ我思想ヲ探スコト或ハ難カラン」という矢田部の発言からわかるように、このような感想はまさに彼ら(厳密に言えば、矢田部) 自身のものであることがわかる。従つて、とりあえずここでは後者の方の見方について考えてみることにしたい。

最初に考えなければならないのは、『詩抄』が刊行された明治初期

の知識人の文体（意識）のありようがどのようなものだったのかということである。周知のように、この頃の知識人が一般的に使っていたのはいわゆる漢文訓読体であり、それは『詩抄』の作者達が言うところの「漢語」をベースにしている文体であった。問題は、当時の知識人らがこの文体に不自由を感じていたのかということのだが、それはおそらく否と言えるだろう。漢学的な教育をベースとしていた（洋学者系をも含めた）当時の知識人にとって、この文体はネイティブな書記言語ともと言えるものであったのであり、この「漢語」混じりの文体で書くことは、自然な行為であった（今の私たちにとっていわゆる口語体で書くことが自然な行為であり、この文体で書くことに不自由を感じていないのと同じように）。また、これと同様なことは、当時において「古語」で和歌を作ることや「漢語」で漢詩を作ることについても言えるはずである。そして以上のことが意味するのは、当時の大多数の知識人や和歌・漢詩人において、「漢語」や「古語」では「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハシ難い」というような見方がなかった、あるいは、少なくともそのような見方が「自然なものではなかった」ということに他ならない。

ここで、作者達が「序」においてどのような文体を使っていたかをとりあえず類型化してみるならば、井上が漢文体、矢田部が漢文訓読体、外山が戯文体となるだろう。注目されるのは、「漢語」では「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハシ難い」という批判を行なっている矢田部の文章自体が、まさに「漢語」をベースにした文体となっているという事実である。この事実が何を示しているかは明らかであろう。すなわち、同時代の大多数の知識人と同様、矢田部にとっても「漢

語」混じりの文体で書くことは自然な行為であって、実践的なレベルではこの文体に不自由を感じていなかったことがここに示されているのである。

では、そのような矢田部らが何故、「漢語」や「古語」は「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハシがたい」という見方をしてしまったのだろうか。このことを言説／視線のレベルにおける問題として考えてみた場合に注目されるのは、彼らの言説において「漢語」や「古語」が「俗語」「今之語」「平常用フル所ノ言語」などとの対立関係に置かれている点である。「漢語」や「古語」では「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハシ難い」—そのような見方が生ずるためには、その一方で「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハス」ことが出来るような理想的な用語／文体がまず想定されている必要があるだろう。つまり、ここで押さえるなければならないのは、彼らにおいてはまずそのような理想的な用語／文体が想定されていた——言い換えれば《俗語》などによれば「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハス」ことが出来る」という視線が獲得されていたということである。そして、獲得されたそのような視線において、実践的なレベルでは自然に使用されていた「漢語」や「古語」が「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハシ難いもの」として「見られ」るようになったと考えられるのである。

そして、同様なことが「俗語」「今之語」「平常用フル所ノ言語」に対する彼らの見方についても言えるだろう。「漢語」や「古語」をベースにした文体を自然に読み書きしていた当時の大多数の知識人や和歌・漢詩人にとって（注。これは、彼らが「俗語」を理想としつつも実際には不自由して「漢語」や「古語」をベースにした文

体を使っていたということではない)、「俗語」などによれば「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハス」ことが出来るという見方もまたある意味で「不自然」なものであったのである。矢田部らの「俗語」に対する発言は自明なものでも普遍的なものでもない。それはあくまで歴史的に形成された一つの視線／言説として分析されなければならないものである。

III

以上の検討からわかったと思われるが、『詩抄』の作者たちが「漢語」や「古語」を批判したのは、そのような批判を可能にする視線——すなわち『解シ』易く「心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハス」ことが出来るものとしての「今ノ語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」という視線を獲得していたからであつた。そのことをふまえた上でこれから考えてみたいのは、彼らのこのような視線がどのようにして獲得されたのかということ——言いかえればこの視線が同時代あるいは前時代のどのような視線／言説との関係において織り成されていたのかということである。

もし、彼らの発言——例えば「泰西之詩。隨世而變。故今之詩。用今之語。」(井上) など——を素直に受け取るならば、「今ノ語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」という視線は西洋の poetry における視線／言説を基盤にして獲得されたと思われるのが自然であろう。すでに先行研究でも山宮允がこのような見方にたち「新體詩抄」の編者たちの主張は、ワーズワースの英詩革新の主張乃至その発展と見ら

れる近代自由詩の主張に他ならない。即ち彼等は、ワーズワースや自由詩の作家たちと同じく、平俗常用の言語を用ひ、取材の範圍を擴大し、在來の形式的制約を免れて、自由清新なる國詩を創成しようとしたのである」という指摘を行なっている。はつきりとした言い方ではないが、ここで指摘されているのは、『詩抄』の作者たちが「俗語」などの使用を主張する背景にワーズワース的な poetry 観があつたということである。周知のように、ワーズワースは十八世紀初頭に「社会の中産階級や下層階級の話し言葉」を poetry に取り入れる革新的な主張をしており、イギリスにおけるロマン派的な poetry 観の系譜の先駆けとなつた。『詩抄』の作者達が触れていたイギリスの poetry はこのようなロマン派的な poetry 観が登場した後のものであるわけで、その点から言つても山宮の指摘は一応の説得力を持つていえるとは言えるだろう。ただ、私の考えではこのようなとらえ方は疑わしいものである。その疑問は、山宮が自らの指摘の根拠にしているであろう作者達の発言の解釈に関わることなので、そのことに關する考察を以下に行なうことにしたい。

問題となるのは、先に挙げた「泰西之詩。隨世而變。故今之詩。用今之語。」(井上) という発言や「其言語ハ皆ナ平常用フル所ノモノヲ以テシ敢テ他國ノ語ヲ借ラズ又千年モ前ニ用ヒシ古語ヲ援カズ故二三尺ノ童子ト雖モ苟クモ其國語ヲ知ルモノハ詩歌ヲ解スルヲ得ベシ」(矢田部) という発言などについての解釈である。これらの発言からわかるように彼らは、西洋の「詩歌」においては「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」が用いられていると考えていた。もしこのような彼らの発言を素直に受け取るならば、彼らの「今之語」

「俗語」「平常用フル所ノ言語」という枠組みの背景になっていたのは西洋の poetry における視線であったと見るのが自然であろう（先の山宮のような指摘がこのような解釈を前提にして行なわれていることは言うまでもない）。しかし、果たして彼らの発言は素直に受け取れるものなのだろうか。このような疑問をあえて提出するのは、同時代の日本の言説空間の中に彼らの発言を置いてみた場合、それは違ったかたちで解釈出来るように思われるからである。

ここで私が考えているのは、『詩抄』と同時代のいわゆる言文一致論者達の言説との関係なのだが、注目したいのは言文一致論者達の「歐米諸洲ノ如キ皆自國言語ト同キ文章ヲ以テ先務トス」あるいは「凡ソ外國ノ文章タル必ズ平常ノ言語ト同ジ」というような発言である。周知のように、当時の言文一致論者において、西洋諸国では「言」と一致した「文」が用いられているというのは常識であり、彼らの言文一致論の大きな根拠となっていた。だがここで重要なのは、亀井秀雄によつてすでに指摘されているように、このような彼らの「常識」が、あくまで彼ら自身が信じていた西洋の言語に対する「常識／幻想」でしかなかったということである。このことを踏まえて考えるならば、先程の『詩抄』の作者たちの発言についても同様なことが考えられるのではないだろうか。すなわち、西洋の「詩歌」においては「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」が用いられているという彼らの見方は、西洋の poetry の実態を示したものであるというよりはむしろ西洋の poetry についての彼らの「幻想」だったという可能性が考えられるのである。

繰り返しになるが、もし彼らの発言を素直に受け取るならば、当

時の西洋の poetry において「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」が一般的に文体上で用いられており、また、poetry には（自らの国の）「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」を用いなければならぬという視線が一般的であったということになるだろう。だが、問題はその実態がどうであったのかということである。ここでは、イギリスの poetry における実態 (poetry についての視線、及び poetry の文体) を例にとつて検討してみることにしたのだが、結論から言えば、その実態は『詩抄』の作者たちの視線とはかなり異なっていた。極端に言えば、正反對の立場にあつたことがわかる。

まず注目してみたいのは、十七世紀から十八世紀にかけてのイギリスの poetry をめぐる視線／言説に見られた poetic diction「詩語」という枠組みである。これは、「散文語」あるいは「日常語」という枠組みに對置されているものであり、この時期の poet たちは poetry には「散文語」や「日常語」とは違う poetic diction「詩語」を使うべきだという立場をとっていた。ここでまず指摘しておくべきは、『詩抄』でその作品が訳されているトマス・グレイがこの時期の poet だったということである。彼には「The language of the age is never the language of poetry」という発言や、poetry には「a language peculiar to itself」を使用すべきだというという発言（友人 West に「当てた手紙」一七四二）などがあり、『詩抄』の作者たちの認識とはまったく逆のことを主張していた。当然その文体も（現代の日常語などではなかった）のであり、まずこの事実から言っても『詩抄』の作者たちの認識が西洋の poetry の実態とズレていたということがわかるだろう。

また、十八世紀の代表的な文筆家サミュエル・ジョンソンの *“Life of Dryden”* によつて *“system of words at once refined from the grossness of domestic use”* ⁽⁸⁾ とつて意味で *“poetic diction”* が使用されているのが認められる。*“domestic use”* [日常的に使われる語] は *poetry* の語とはならないというように、『詩抄』の作者たちの認識とは反対のことが言われているわけである。ただ厳密に言えば、ジョンソンの定義に見られるのは「日常用法の語」≠「非日常用法の語」という対立の枠組みであつて、『詩抄』における「外國語」≠「自國語としての」「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」あるいは「古語」≠「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」という対立の枠組みとの間にはズレが見られる。つまり、ジョンソンの言う *“domestic use”* は「今現在用いられている自國語」ということを積極的に意味しているわけではなく、『詩抄』における「平常用フル所ノ言語」と、全く重なるものではない。しかし、そのことを考慮にいれて考えてみたとしても、やはりジョンソンは『詩抄』の作者たちの発言とは反対のことを言っていたと言ふべきであろう。というのは、『詩抄』の作者たちが「平常用フル所ノ言語」と言うときに想定していたのは「三尺ノ童子」でも「解シ」うる語であつて、そのことから言えば、彼らの言う「平常用フル所ノ言語」は明らかにジョンソンの言うような *“domestic use”* [日常用法の語] のカテゴリーに相当するものだからである。

ところで、十七世紀から十八世紀にかけてのイギリスの *poetry* にあつたこのような *poetic diction* [詩語] という視線、及び、文体とつての *poetic diction* [詩語] が、十八世紀末のワーズワースの批判

などをきっかけとして大きな変革を迫られたことはよく知られてい
るとおりである。

以下の詩の大多数は、実験と考えられるべきものである。それらの詩は、社会の中産階級や下層階級の話し言葉が、詩的快感という目的にどの程度採用されるかを確かめることを主な目的として書かれた。多くの近代作家たちの、はでな文体や空虚な語法に慣れている読者は、もしこの詩集を最後まで読んだなら、恐らく奇異な感じがまずい感じなどと争わなければなら
ないことが、しばしばあるだろう。

(*“Tytical Ballads”* 初版、一七九八⁽⁹⁾)

従来の *poetic diction* [詩語] を「はでな文体や空虚な語法」として批判し「社会の中産階級や下層階級の話し言葉」を導入すべきことを言うこのワーズワースの主張は同時代の *poetry* における視線に大きな影響を与え、いわゆるロマン派における *poetry* の視線へとつながっていった。だが、ここで注意しなければならないのは、以後の十九世紀の *poetry* がワーズワースの主張そのものと同じようになつたわけではないという事実である。「社会の中産階級や下層階級の話し言葉」を *poetry* に導入すべきだという主張は *“Tytical Ballads”* の共著者であり現在ではワーズワースと同じロマン派に括られているコウルリツなどからも批判を受けており、以後のロマン派からヴィクトリア朝時代に至るなかでの *poetry* をめぐる視線の中でも主流となつていたとは言い難い。また、*poetry* の文体レベル

においても poetic diction「詩語」は十九世紀末頃までは残っていたとの指摘があり、例えば『詩抄』でも翻訳されているヴィクトリア朝の代表的な poet テニソンにしても poetic diction の一種といえる archaic words「古語」をその文体的特徴としていたのである。¹¹⁾

以上のように十八世紀から十九世紀のイギリスにおける poetry についての視線及び文体を概観して見るならば、『詩抄』の作者たちの、西洋の「詩歌」においては「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」が用いられているという視線が明らかにその実態に則していなかったということがわかるだろう。これらのことから言えるのは、彼らの視線が当時の西洋の poetry の実態を實際に把握したうえでもたらされたものではなかったということであって、彼らのこのような認識はやはり「幻想」だったと考えられるのである。

IV

それならば、『詩抄』の作者たちにおける「今ノ語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」というような視線の背景はどこに求められるのだろうか。私の見るところ、彼らのこのような視線は、明治初期あたりから始まったいわゆる「国字国語改良問題」をめぐる視線／言説（具体的には、漢字廃止／仮名・ローマ字提唱論あるいは言文一致論と呼ばれるものなど）を背景にしていたように思われる。もう少し別の側面から言えば、明治初期の知識人に見られた「文体の俗化」とでもいえるべき視線／言説である。ここではこれらの言説を全体的に見る余裕はないので、とりあえず先程の考察で『詩抄』との共通

性を示した言文一致論的な視線／言説に焦点を定めつつ、『詩抄』の「今ノ語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」という視線の分析を進めていくことにしたい。

まず最初にどのような言説を言文一致論と呼ぶかについての私のとらえ方を簡単に示しておこう。大まかに言えば、それは「言」話し言葉」↓「文」書き言葉」という二項対立の枠組みを前提とし、その究極的な目標を両者の一致というところに置くという配置を持った視線／言説のことである。そこでは、「言」は言語行為主体の心的なもの（いわゆる「心」と呼ばれているようなもの）の直接的な現われと見なされ、「文」はその「言」を写したものとしか見なされない。¹²⁾つまり、「言」が心的なものに近いということと「文」よりも高く価値付けられるのであって、それ故に「文」は「言」と一致するべきだという「言文一致」の発想に向かうことになるわけである。また、「言」と「文」を一致させるという場合、1、「言」を基準にして「文」をそれに近付けていく方法、2、「文」を基準にして「言」をそれに近付けていく方法、3、「言」と「文」の双方を近付けていく方法の三通りが考えられるわけであるが、今述べたような性格により、1、の方法が採用されることが多いようである。

山本正秀の『近代文体発生の史的研究』（一九六五・七、岩波書店）を参考にして言えば、今私が述べたような意味での言文一致論が主張されたのは前島密の『漢字御廃止之議』建白（慶応二年）が初めてらしい。それから『詩抄』が刊行された明治十五年頃までの言文一致論の実態であるが、山本によればこの時期は「言文一致」の「第一期—発生期」（慶二年—明治十六年）に分類されており、「言文一致

の主張・実行ともにまだ芽生えの程度」の時期であったようである。まず、ここで注目しなければならないのは『新體詩抄』以前において言文一致を主張する論がどの程度あったのかということ、そして、それらが『詩抄』の作者たちの目にふれる可能性があったのかどうかということであるが、山本の調査を参考にして言うと、『詩抄』以前において言文一致論を主張していたものとしては次のようなものが挙げられる。⁽¹³⁾

- ・西周「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」(『明六雜誌』明七・三)
- ・清水卯三郎「平假名ノ説」(『明六雜誌』明七・五)
- ・同『ものわり』のはしこ(明七春)の「序文」
- ・渡辺修次郎「日本文ヲ制定スル方法」
- (『郵便報知新聞』明八・八・二九『東京曙新聞』明八・九・三)
- ・福地桜痴「文論」(『東京日日新聞』明八・八・二九)
- ・和田文「書語口語同ジキヲ欲スルノ説」
- (『同人社文学雜誌』八号、明九・十二・二三)
- ・福地桜痴「文章論」
- (『東京日日新聞』明十四・五・二三、二四)

確かに数は多くないものの、和田の論を除いて後はみな『明六雜誌』『郵便報知新聞』『東京曙新聞』『東京日日新聞』といった知識人向けの公共的なメディアのうえで発表されており、『詩抄』の作者たちがこれらの論にふれていた可能性は高いと考えられる。また、前島密の『漢字御廃止之議』建白をも含めこれら初期の言文一致論は、

漢字廃止／仮名・ローマ字提唱論としての性格を持つものであったのだが、外山や矢田部もまた「かなのくわい」(明十六・七結成)や『羅馬字會』(明十八・一結成)の主要メンバーとしてこの国字国語改良論に積極的に関わっていた。この事実から考えてみても、外山や矢田部らが先に挙げたような論―漢字廃止／仮名・ローマ字提唱論としての性格を持つ言文一致論―にふれていた可能性は十分にあるといえるだろう。

ただここで問題なのは、彼らの言う「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」が「言」話し言葉に相当するものであったのかどうかということ、又それと関連して、彼らに「言文一致」の意識があったのかどうかということである。このことに関して亀井秀雄は、『詩抄』の「チャールス、キングスレー氏悲歌」の文体を検討しつつそれが「近世の文学によく見られる思い入れたっぷりなこち言に原作をひきつけた、翻案に近い意識」であることを指摘し、その上で『詩抄』の作者達の言っていた「今之語」「平常ノ語」が「日常の話し言葉一般を指していたわけではなく、多分上のように庶民的でリズムカルな、常套句的言いまわし」であったと指摘している。⁽¹⁴⁾ここで亀井は「新體詩」の文体レベルでの検討から彼らに「言文一致」の意識がなかったことを指摘しているのであるが、私もこのような見方には賛成である。ただ、理念のレベル(「詩」の文体ではなく「詩」についての言説のレベル)では「言文一致」を志向しつつも、実践のレベル(「詩」の文体のレベル)ではそのようにならなかったということも一応可能性としては考えてみなければならぬだろう。この点を明らかにするためにも、彼らの理念は理念として別個に検討

してみる必要があると思われる。

先行研究のなかで、『詩抄』における「俗語」などの提唱と言文一致論との関わりについてはつきりと指摘を行なっているものに、人見圓吉の『新体詩抄』の詩語論（『口語詩の史的的研究』一九七五・三、桜楓社）がある。この論は、『詩抄』における「俗語」の提唱を明治初期の言文一致論の系譜としてとらえつつ、口語詩の出発は平常語使用という『新体詩抄』にみたい」という結論を提出したものであるが、ここで人見は彼らの言う「俗語」などを漠然と「言ハし言葉」ととらえているようである。そのことはこの論文をみるだけではつきりとわからないのだが、『新体詩抄』の常語詩（同前）という論文において、「親しい人と人とのくつろいだ対話の時に用いられる常用語でもって詩想を表わしている」あるいは「従来唱えられた典雅な言葉はなく、あるのはただ日常生活の上で交換される庶民の常用語のみで」というような言い方をしていることからうかがえるだろう。

この人見の論についての私の立場だが、『詩抄』における「俗語」などの提唱を当時の言文一致論の系譜としてとらえる見方についてはもちろん賛成するものの、彼らの言う「俗語」「今之語」「平常用フル所ノ言語」を「言ハし言葉」というかたちでとらえる見方についてはもう少し慎重にならなければならないと考える。というのも、余りにもそのようなとらえ方を自明化しすぎると、彼らの発言の持っていた微妙なニュアンス——彼らの視線といわゆる言文一致論的な視線とのズレの部分——を見失ってしまうことになるからである。彼らの言う「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」と

いう視線の内実を明らかにするためには、それを最初から言文一致論に引き付けてしまうのではなく、彼らの発言そのものにたちかえってそれがどのような配置において語られているかということを見ていく必要があるだろう。ここではその点についての考え方が最もはつきりとうかがえる矢田部の発言を見てみたい。

・西洋諸国ハ勿論凡ソ地球上ノ人民其平常用フル所ノ言語ヲ以テ詩歌ヲ作ルヤ皆心ニ感ズル所ヲ直ニ表ハスニアラザルナシ我日本ニ於テハ往古ハ此如クナリト雖モ方今ノ學者ハ詩ヲ賦スレバ漢語ヲ用ヒ歌ヲ作レバ古語ヲ援キ平常ノ言語ハ鄙ト爲シ俗ト稱シテ之ヲ採ラズ是レ豈謬見ト爲サルヲ得ンヤ

（鎌倉の大佛に詣でゝ感あり）前文

・其（西洋ノ詩歌——引用者注）言語ハ皆ナ平常用フル所ノモノヲ以テシ敢テ他國ノ語ヲ借ラズ又千年モ前ニ用ヒシ古語ヲ援カズ故ニ三尺ノ童子ト雖モ苟クモ其國語ヲ知ルモノハ詩歌ヲ解スルヲ得ベシ（グレイ氏墳上感懷の詩）前文

日本でも古へは「平常用フル所ノ言語」によって「詩歌」が作られていた。だが、現在の人々は「漢語」や「古語」によってしか「詩歌」を作らず、「平常ノ言語」は「鄙俗」であると批判して使おうとしない。これはまったくおかしいことである。／＼「西洋ノ詩歌」では「他國語」や「古語」ではなく「平常用フル所ノ」自國語が使われているので「三尺ノ童子」でも理解可能である（つまりは、それほど理解しやすい）。

おおよそ以上のようなことを矢田部は述べているわけだが、まずここからうかがえるのは、「平常用フル所ノ言語」(「今之語」「俗語」)が、「漢語」のような「他國語」に対する自國語であり、かつ自國語の中で「古語」に対するもの、というかたちで位置づけられているということであろう。そして、同時に注意しなければならぬのは、「平常用フル所ノ言語」を(「文」に対するものとしての)「言」として位置づけるような発言、言いかえれば、「文」||「漢語」「古語」/「言」||「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」と位置づけるような記述がここではなされていないということである。このことはいったい何を意味するのだろうか。

当たり前のことを言うようだが、これが意味するのは、ここでは当時の言文一致論における「言」||「文」という二項対立の枠組みがはつきりとは意識されていなかったということ、つまりは「平常用フル所ノ言語」(「今之語」「俗語」)を(書き言葉||話し言葉)という二項対立の中でとらえる明確な意図が彼らになかったということに他ならないだろう。ここで矢田部は「平常用フル所ノ言語」(「今之語」「俗語」)を、「外(他)國語」あるいは(自國語における)「古語」との対立関係において見ていたのであって、「文」と二項対立化された「言」というカテゴリーにおいて見ていたわけではなかったのである。結局以上のことが示すのは、矢田部の「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」提唱において厳密な意味での「言文一致」の意図がなかったということであろう。

ただし、(ここからは微妙な言い方になるのだが)以上の私の指摘は彼らの視線が当時の言文一致論的な視線に依拠していたことを否

定するものではない。次に挙げるのは、当時における最も意識的な言文一致論者の一人であつた清水卯三郎の発言である。

むかしのひとははなしふりといふむきにかきつづりて、よのひとををしへみちひいたれど、からぶみをうつすときはやはりそのふみのおもむきになづみて、おのづからそのあやをのこす、ゆゑにちかごろはすべてそのさまにかきうつりて、つひにはそのふみならねばいみをつくさぬなどいふて、からぶみをつづり、からうたをよむをまなひとして、ただそのひとたちのもてあそびものとなり、いつかよのひとををしへみちびくことををこたりである(略)いまのよろろばのくにぐには、わがくにのものとしようのごとく、そのくにことばにかきつづりて、よのひとををしへみちびくをむねとしたれば、つひにつたへならひていまのよのそろうたあやふみとなりたものとおもはれる、さればわがくにびともそのごとくつたないも、いやしいもかへりみず、ただそのわかるをむねとして、みにくことばにかきつづり、おほくよにいださば、いつとなくならふよりなれて、たれにもよみやすくかきやすくなる(『ものわりのはし』、「序文」)

傍線を引いた部分に注意して整理すると、古へのわが国においては「言」と「文」が一致していた(「言」と一致した「文」が書かれていた)。だが、現在は漢文で書くことがならいとなつて、わが国の「文」は(わが国の)「言」と分離してしまっている。／ヨーロッパの国では、自国の「言」と一致した「文」が書かれている。／日本

においても、つなたいとかいやしいとかいうことを問題にせずに、ただ誰にも理解しやすいものということを一として、自国の「言」と一致した「文」を書くべきである—という言が言われているわけがあるが、先に引用した矢田部の発言がこのような発言を下敷きに行っていることは明らかであろう。違ふのは、清水が「みくにことば」と「からぶみ、からうた」を「言」文」という二項対立の構図においてとらえているのに対して、矢田部の言う「自国で」平常用フル所ノ言語」と「漢語」がそのような構図においてはとらえられていないという点だけである。つまり、矢田部は（意図的かそうでないかは置いておくとして）「言／文」という枠組みだけはずつつ清水が持っていた視線を自らのものにしていたということになるわけである。

また、矢田部は「西洋ノ詩歌」では「外（他）國語」や「古語」でなく「平常用フル所ノ」自國語が使われているので「三尺ノ童子」でも理解可能である（つまりは、それほど理解しやうい）というような発言をしており、同様な発言は「其文雖交俗語。而平平坦坦。易讀易解。乃歎曰。有是哉。雖閭里童稚。於習聞之。何難之有」（井上）にも見られるのであるが、このような発言は言文一致論者の次のような発言のヴァリエーションと見ることが出来るだろう。

・夫ノ田舎源氏自來也物語膝栗毛ハ笑人義太夫本淨瑠璃本ノ如キ婦女童子モ之ヲ讀シテ能ク感動シ或笑ヒ或哀ム者固ニ言語文章ノ相同キ所以ナリ（略）凡ソ讀易ク解リ易ク言語一様ノ文章ヲ記シテ以テ天下ニ藉キ民ノ知識ヲ進マシムル者ハ固リ學者教師

ノ任ナリ

（清水「平假名ノ説」）

・日本文ヲ制定スルニハ言語文章ヲ同一ニセザルベカラズ凡ソ外國ノ文章タル必ズ平常ノ言語ト同ジ故ニ平易ニシテ簡便ナリ

（渡辺「日本文ヲ制定スル方法」）

・口ヲ以テ意想ヲ述ブルトキハ婦女子モ情ニ感觸スルヲ得ルモ筆ヲ以テ綴リタル文章ヲ讀ムヲ聞クニ當ラバ文章ヲ學ビタルモノニアラザレバ解スルヲ得ザルモノアリ

（福地「文章論」）

以上の引用からわかるように、「言」（と一致した「文」）は理解しやすく、「婦女子」「リテラシーの低いもの」でも容易に理解できるというのは言文一致論者達が共有していた視線であつたのだが、先に挙げた井上や矢田部の発言の仕方でもこの視線の枠組みの中にあることは明らかである。

ただ、ここで繰り返して言えば、彼らは以上のように明らかに言文一致論者達の視線を共有しているながらも、「言」と「文」を「一致」させる—という視線だけは共有していなかった。そのような彼らの視線／言説の位置はしつかりと押さえておかなければならないだろう。また最後に補足しておくならば、彼らが目指していたのが「言」話し「ことば」によつて「詩」を作ること、すなわち「言文一致」体の「詩」を作ることではなかったことは、彼らの「詩」の文体を見ても一目瞭然である。当時の言文一致論者において、「言文一致」体を創出していくうえでの一つの重要なポイントが文末語尾にある

ことはすでに気付かれており、彼らは文末語尾を「なり」「けり」などの「文語」的なものから「ござる」「である」「た」「です・ます」などの「口語」的と見なされるものに変えることによって「言文一致」体を実験的に試みていた（これと同時に、文中の助詞や助動詞を「口語」的なものに変えることが行なわれていたことも付け加えなければならぬ¹⁶⁾）。よって、この文末語尾のありようは「言文一致」の意図があつたかどうかを知る一つの重要な判断材料になるわけであるが、この点から『詩抄』を見るとどうだろうか。『詩抄』の作品の文体を見ると「文語」的な文末語尾がごく自然に使われており、「口語」的文末語尾を意識的に使おうとした形跡は全く見られない。つまり、そこには文末語尾を「口語」的なものに変えようとする意志が全く見られないのであり、このことから考えても、彼らには「言文一致」の意図がなかったということがわかるのである。

V

以上の考察によつて、『詩抄』の作者達が「漢語」や「古語」を批判するときの視線が「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」であつたということ、そして、そのような彼らの視線が当時の言文一致論者達の視線／言説に依拠したものでありながらも、「言文一致¹⁷⁾」という視線だけは共有していなかったということが明らかになった。つまり、彼らの視線は狭い意味での「言文一致」論的な言説からはズレつつも、やはり言文一致論な視線／言説の中にあつたということになるわけである。また、このことに関して本論で一つ見えてきた

ことは、とりあえず今日において言文一致論というかたちでカテゴライズされている明治初期の言説を「言文一致」という主張だけから括することは不適当なのではないかということである。本論中でも述べたように、当時の言文一致論は漢字廃止／仮名・ローマ字提唱論などと切り離すことの出来ないようなかたちでいわゆる「国字国語改良問題」をめぐる言説群の中に位置していた。これらの言説を当時の歴史的な文脈の中でとらえるためには、「言文一致」という枠組みを特権化して見るような視線の配置をとりはざした上でそれらを見る必要があると思われる。『詩抄』の作者達が獲得していた「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」という視線をさらに分析／記述していく試みは、そのような作業と共に行なわれなければならないだろう。

注

1 以下、本論における『新體詩抄初編』の引用はすべて『明治文学全集60明治詩人集（一）』（一九七二・一二、筑摩書房）による。なお、本論での引用文中の傍線は、特に断りを入れない場合以外は引用者によるものである。

2 なお、「漢語」や「古語」は（リテラシーの低いものにとつては）「解シ」難いものだという批判もまた「自然」なものではないのであつて、このような批判を可能にする視線が存在していることに注意しなければならない。ここで重要なのは彼らが「詩」を「日本」の「人民」全体に享受されるべきものと見ていることである。

このような視線において彼らは、リテラシーの低い（というよりも「漢語」や「古語」をベースにした文体を享受するような位置になかったというべき）層をも享受者として「見る」ようになっていたのであり、そこで初めて先のような批判が生まれてくることになったのである。

3 『日本現代詩大系第一巻』（一九七四・九、河出書房新社）に付された「解説（創世紀概観―草創より明治二十八年迄―）」

4 前者は清水卯三郎「平假名ノ説」（明七・五『明六雑誌』）、後者は渡辺修次郎「日本文ヲ制定スル方法」（『郵便報知新聞』明八・八・二九『東京曙新聞』明八・九・三）。引用は注13に同じ。

5 「文体のなかの記号」（『季刊文学』四巻一号、一九九三春）及び「言語の言説―小説神髓研究」（8）（『北海道大学文学部紀要』四一ノ三、一九九三・二）。亀井は後者の論文の中でこの指摘を行ないつつ、彼らと同時代（十九世紀）の英米の修辭論においては「ことばの音声と文字の關係が恣意的であることは既に自明の前提」であったために「話し言葉と書き言葉の乖離」が問題視されることはなかったという注目すべき指摘も行なっている。本論での記述はこれらの指摘を参照したかたちでなされているのだが、その上でさらに考えなければならないのは、ヨーロッパ自体において「言文一致」的な視線が存在しなかったのかどうかという問題であろう。現在私が見た範囲内と言うならば、例えばイギリスにおいては一六世紀後半頃から始まる〈英語綴字論〉の中で「音声」と「綴字」の乖離が問題化され「音声」と「綴字」を一致させようとする論などが登場しているようであり（渡辺昇一「ヘス

タンダード英語講座第三巻「英語の歴史」（一九八三・六、大修館）第四章「近代英語の歴史」二五二―二六二頁参照）、また、イタリアにおいては一九世紀頃から日本の言文一致論と同様な発言が出てきているようである（糟谷啓介「日本の「言語問題」」「現代思想」二二巻九号、一九九四・八）。今の段階ではまだ具体的なことは何も言えないのだが、「言文一致」的な視線というものは「近代」における一つの世界的な傾向として（例えば、B・アンダーソンが提出しているようなnation成立の問題などと関わらせつ）とらえなければならないように思われる。

6 本来、poetic diction「詩語」というタームはワーズワースなどに始まるロマン派的なpoetryの視線／言説の中で一八世紀のpoetryに特有な語法を批判する文脈において使用されたものであり、現在の英文学史においてもそのような意味において使用されるのが一般的である（佐々木達「ポエティック・ディクシヨン」『英米文学史講座 第六巻 十八世紀II』（一九六一・一一、研究社）参照）。その意味で言えば一八世紀におけるpoetryの言説に対してこのタームを使うのは不適当なのだが、本論では一八世紀の言説の中で「散文語」あるいは「日常語」という枠組みに対立するものとしてpoetryに特有な語法がカタゴライズされている場合にもこのタームを使用することを断っておく。

7 ここに引用したグレイの手紙は未見。志子田光雄「英詩理解の基礎知識」（一九八〇・四、金星堂）の「Poetic diction「詩語」」の項から引用させてもらった。

8 引用は「THE WORKS OF SAMUEL JOHNSON, LL. D.

WITH AN ESSAY ON HIS LIFE AND GENIUS VOL. II"
[NEW YORK: HARPER & BROTHERS, PUBLISHERS, 1873] よ

り。

9 注7、志子田前掲書。なお、『ケンブリッジ版イギリス文学史Ⅲ』

(一九七七八、研究社) のホブキンズに関する記述(二三五—四四五頁) も参考にした。

10 矢野禾積『ヴィクトリア朝詩歌論』(一九五四・三、研究社) 第

四章「題材と表現」(二二九—二四三頁)。

11 引用は岡地嶺訳編『イギリス詩論集』(一九八〇・六、中央大学出版部) による。

12 例えば福地桜痴の「文章論」に「文章トハ何ゾヤ言語ヲ述ブルノミ言語トハ何ゾヤ意想ヲ達スルノミ」という発言がある。ただ、「元來吾人ノ最モ自由自在ニ運用シ得ラルモノハ意想ヲ第一トス此自由自在ノ意想ナレドモ若シ喉ト舌トラ以テ之ヲ調ヘ以テ言語ト爲スニ至レバ幾分カ自由自在ナラザル所アルモノニシテ」というように、彼は話し言葉であつても心的なものをまさに直接に表わすことは出来ないと考えていた。

13 これ以後のここに挙げた諸論文の引用は、すべて山本正秀編『近代文体形成史料集成 発生篇』(一九七八・三、桜楓社) による。

14 「山田美妙の位置——近代詩史の試み(二)——」(『文学』五二号、一九八四・八)

15 酒井直樹によれば(「翻訳の問題」『批評空間』十一号、一九九三・三、「表音表記と歴史」『批評空間』十二号、一九九四・一)、古文辞学の俎俎や歌学系の真淵・宣長・景樹らがその中に入つて

いた十八世紀日本の言説空間においては、書記／会話という二項対立が強烈に意識されており、その対立は、同時に意識されていた古文／今文(歴史的時間が生み出す距離による言語の対立)あるいは中国語／日本語(地理的・文化的差異が生み出す距離による言語の対立)という二項対立に重なる傾向があつたという。『詩抄』における「今之語」「俗語」「平常用フル所ノ言語」は、後者の二項対立の図式にはば当てはまるものであり、もし『詩抄』における発言が酒井の言う十八世紀の言説の構図をある程度受け継いでいるとするならば、彼らの言う「今之語」その他は(「書記」と二項対立化された)「会話」としての含みをその背後に持つていたとも考えられるだろう。

ただし、酒井が明らかにしたような十八世紀の言説と幕末から明治に入ってから『詩抄』の言説や(言文一致論をも含む)「国語国字問題」をめぐる言説などがそのまま連続的につながつていてと考えるのは危険である。両者の関係―その連続性と断絶―についてはまた機会を改めて論じなければならないだろう。

16 明らかな「言文一致」の理念のもとに「言文一致」的文体を実践しようとした試みの実例としては、清水卯三郎の『ものわりのはしご』(明七)や少し『詩抄』より後になるが物集高見の『言文一致』(明一九)などがある。

17 「言文一致」とカッコ付きで書いている場合には、言文一致論的な視線／言説を「言」と「文」を「一致」させる」という構図の側面に限定してとらえていることを断つておく。

(さかき ゆういち・北大大学院博士課程)